

令和 2 年 10 月 16 日

プログラム著作物登録をご利用の
国・独立行政法人・国立大学法人等の皆様

プログラム著作物登録に関する手数料免除規定の廃止について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当財団の運営に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律」第 26 条等が改正され、**令和 3 年 1 月 1 日**より施行されることとなりました¹。この改正により、これまで国及び独立行政法人等については手数料が免除されていましたが、その免除規定が廃止され、手数料の納付が必要になりましたので宜しくお願い致します。

なお、プログラム著作物登録に関する手数料の一覧は下記のとおりです。令和 3 年 1 月 4 日の業務開始より適用させていただきます。

ご理解、ご協力を宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

手数料の種類	改正前	改正後
プログラム登録	免除	1 件につき 47,100 円
登録事項記載書類の交付	免除	1 件につき 2,400 円
登録受付簿の写しの交付	免除	1 件につき 1,100 円
登録受付簿の閲覧	免除	1 件につき 1,050 円
プログラムの同一性証明(※)		未定

※プログラムの同一性証明は新設制度になります。施行日と手数料はまだ決まっておりません。詳細は決まり次第、ホームページでご案内致します。

<問い合わせ先> 一般財団法人ソフトウェア情報センター 著作権登録部

TEL : 03-3437-3071 FAX : 03-3437-3398

E-mail : program@softic.or.jp

ホームページ : <http://www.softic.or.jp/touroku/index.html>

¹ https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r02_hokaisei/